

【論文】

ニューメディア黎明期におけるマスコミ誌分析

川又 実

1. はじめに

本論では、コミュニティメディアであるケーブルテレビ¹の黎明期に焦点をあて、歴史的背景から、当時のマスコミがこの新しいメディアに対し、どのような見解をしていたのか、時系列で整理し考察していくことを目的とする。そこで本論は、当時の各マスコミが発刊する専門雑誌を分析対象とし、ケーブルテレビに関する記事や論文から、既存メディアが当時ニューメディアとして頭角をあらわしてきていた「ケーブルテレビ」をどのようにとらえていたのかを、ケーブルテレビ黎明期である1960年代の入手可能なマスコミのメディア専門誌における言説について考察していく。

1960年代としたのは、「有線放送業務運用規正法」の一部改正案（CATV（有線テレビ）法案）」をめぐる動きが、専門誌だけではなく、一般紙の論壇にも登場し、世間でも「ケーブルテレビ」の存在について、少なからず広く知れわたっていくなかで、法案をめぐる既存マスコミとケーブルテレビ業界、そして政府との攻防は、メディアの言論の自由を巻き込む論争となり、誌面を大きく賑わしていったからである。そこで、既存マスコミが当時のニューメディア黎明期であった「ケーブルテレビ」について、どのような論調を展開していったのか、これらの歴史的背景をマスコミ専門誌を中心に分析することは、今後も展開されていくであろう「ニューメディア」に対する世論形成について、なんらかの問いを投げかけることになると思う。

なお、「有線放送業務運用規正法」の一部改正案（CATV（有線テレビ）

法案)」廃案後、1970年代に再度浮上し成立される「有線テレビジョン放送法（1972年6月成立）」の過程の言説まで考察を考えて、参考資料には70年代のものも含まれているが、本論では、日本放送協会の『放送文化』、日本新聞協会『新聞研究』、TBS『調査情報』の3誌を研究対象とした。これらは、当時の主なマスコミ専門雑誌²でもあり、NHK、民放、新聞といったマスコミ業界の動向や論壇を考える上でも有効だと考えたからである。

2. 分析の対象と研究方法

『放送文化』、『新聞研究』、『調査情報』のマスコミ専門雑誌を、1960年からコミュニティメディアに関する記事を収集。ケーブルテレビが台頭してくる1960年代後半にかけ、これらの専門誌上で、時のニューメディア「ケーブルテレビ」に対して、どのような論調が繰り返されていったのか、各誌を分析することが本論の目的である。

これら3誌の中で、ケーブルテレビについての最初の記事は、『放送文化』1965年4月号の「海外放送事情 アメリカのCATVは花ざかり 共同アンテナ・テレビの現状と将来」である。NHK総合放送文化研究所放送事情調査部の浜野トキが、世界最高のテレビ台数を誇るアメリカのケーブルテレビの現状を、A3サイズ1枚のレポートにまとめている。記事には、既存放送業者が、ケーブルテレビ事業に対し反対している記事も掲載されている。その理由は、第一に、テレビ局の番組を無断で無料で中継している点、第二に、連邦通信委員会FCCの規制が及んでいない点、第三に、ケーブルテレビの多チャンネル化にともない、ローカル・テレビ局が打撃をこうむっている点、第四に、ケーブルテレビが自社制作の番組を放送することは、有料テレビに早変わりする危険性がある点などが報告されている。

この記事が何を意味するのか。執筆者である浜野トキは、日本でもこれから発展するであろうニューメディアとしてのケーブルテレビの将来を危惧していたのであろうか。しかし、浜野はこの記事の終わりで「規制のあるなしにかかわらずCATV業者はかれらの未来の繁栄については大きな確信を抱

いているようだ。テレビ視聴の困難な地域がまだ残っている限り、CATVは今後もひろがってゆくことは確実であり、放送業者の頭痛の種は当分解消しそうもない。」とまとめていることから、テレビ難視聴地域に言及していることが興味深い。なぜなら、これまでの既存メディアとしてはライバルになる可能性があるものの、日本放送協会（以下NHK）として共聴アンテナ事業者として協力していく可能性があることを示唆しているようにも考えられるからだ。

3. 黎明期におけるケーブルテレビ

3-1 動向と研究

1953（昭和28）年2月1日、NHKが日本初のテレビ放送となり、地上波テレビ放送が開始された。続いて同年8月28日には、NTV（日本テレビ放送網株式会社）が、民放として初のテレビ放送が開始されている。そのような状況下で、1955年、群馬県伊香保温泉で、NHKの共同受信実験施設が作られたのが、CATVの始まりである³。これは、テレビ電波の届かない地域からのテレビ視聴に対する要請であり、その他岐阜県群上八幡や、静岡県下田市等もいち早くテレビ放送の共聴施設として、共同組合方式を主体した組織を創設する。林は「この頃の難視解消のためのCATVは、自然条件による電波の弱化や歪みを是正するために、該当地域の最も高い山の山頂にメインアンテナをたてケーブルで山頂から一定規模の集落に電波を分配する限定的な地域CATVのシステムであった⁴」と指摘する。温泉地等、観光地としても、観光客の集客、誘致や地域活性化といった目的でCATVの導入は関心が大きかった。

そんな状況下で、テレビ放送開始から10年目の1963年、岐阜県群上八幡テレビ共同視聴施設組合が、日本初の自主放送を行った⁵。当時はVTRなどなく、放送は全て生放送であった。平塚によると、中日新聞の通信部記者がポラロイド写真を撮り、原稿書き、アナウンスまで行い、自ら町の話題を伝えていた⁶。自分たちの手でテレビ放送を使って町の話題を情報発信し

たことは、「テレビは見るもの」といった当時の人びとの認識から考えると、これは珍しいケースである。

また、柳井道夫⁷による「網野テレビ共同聴視施設組合」や山田晴通⁸による「郡上八幡テレビ」におけるフィールド調査研究など、主に自主放送に関する考察は存在するものの、当時のマスコミ専門誌における考察をおこなったものは皆無に等しい。

表1「黎明期におけるケーブルテレビ業界の動向」によると、1968年までには、静岡県下田市や岐阜県郡上八幡、佐賀県唐津市などで、これらの地域に共同視聴施設組合なるものが発足した。また、下田有線テレビ協会のように自主放送が、1966年に開始されている⁹。

表1：黎明期におけるケーブルテレビ業界の動向

年	ケーブルテレビ業界動向	マスコミ動向
1955 (昭和30)年	6.10 群馬県・伊香保温泉に日本初のテレビ共同受信施設が完成 11.15 (社)伊香保温泉観光協会、「有線放送の準備および業務の開始届」を提出	4.1 NHK、同軸ケーブルによるテレビ共同受信方式の最初の実験開始(群馬県伊香保町) 4.1 ラジオ東京(現TBS)がテレビ開局
1956 (昭和31)年	1.12 関東電波監理局が伊香保温泉観光協会の業務開始届を受理	
略		
1959 (昭和34)年	2. 静岡県下田市に下田有線テレビ協会発足	
略		
1963 (昭和38)年	9.2 岐阜県郡上八幡テレビ共同聴視施設組合がCATV共同聴視施設の初の自主放送を開始	
1964 (昭和39)年	10.10 佐賀県唐津市の唐津市テレビ受信生活協同組合が開局	10.10 第18回オリンピック東京大会開催

略		
1966 (昭和 41) 年	9.1 下田有線テレビ協会 (SHK) 自主放送開始	
1967 (昭和 42) 年	1. 共同聴視協議会発足	
1968 (昭和 43) 年	4.1 全国テレビ共聴組合連合会 結成 6.8 郡上八幡テレビ共同聴視組 合解散 9.25 全国テレビ共聴組合連合 会、静岡県下田市で初会合開催 10.3 NCV 資本金 800 万円で会 社設立 10.13 NCV 再送信同意がないま まメキシコ五輪の再送信サー ビス開始 11.13 新宿地区有線テレビジ ョン放送運営協議会発足、NCV の業務を引き継ぐ 11.29 郵政省、有線放送業務の 運用の規正に関する法律の一部 改正についてNHK、民放に文 書による意見求める	
1969 (昭和 44) 年	5.7 有線放送業務の運用の規正 に関する法律の一部改正案が国 会に提出される 7.31 全国テレビ共聴組合連合 会、静岡県下田市で第 2 回大会 開催。有規法改悪反対表明 8.5 大学運営に関する臨時措置 法めぐる国会の混乱のため、有 線放送規正改正案審議未了で廃 案	5.24 大学の運営に関する臨時 措置法国会提出

参照：一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟「日本のケーブルテレビ発展史」より一部抜粋、作成

3-2 下田有線テレビ協会

このように、黎明期におけるケーブルテレビは、共聴施設として全国に広がりを見せていく。このような第一世代に設立され、難視聴解消目的としたケーブルテレビ局で現在でも存続しているケーブルテレビが、「SHK 下田有線テレビ放送（株）」の前身である「下田有線テレビ協会」である。

1959（昭和 34）年に、静岡県下田市に下田有線テレビ協会として発足する。そして、1966（昭和 41）年には、日本で 3 番目の自主放送が開始された。この有線テレビのリーダ的存在である竹河信義は当時を以下のように振り返る¹¹。

テレビが実用化された昭和 30 年代、町のラジオ屋さん 7 軒が共同で、標高 205 米の武山山頂にアンテナを掲げたのが昭和 31 年 8 月である。これが後に日本のコミュニティにおける自主放送の先駆けとなる、ケーブルテレビ共聴施設の始まりである。

当時のケーブルテレビ局は、テレビ電波を共同のアンテナで受信し各家庭にその放送を届ける再送信施設が主であったが、下田有線テレビのほかに、和歌山県新宮市の新紀テレビや京都府網野町の網野テレビ、兵庫県高砂市の北浜農協テレビなど数局に過ぎなかった¹²。

下田有線テレビは、積極的に自主放送に力を入れ、経営の急激な拡大強化につなげていく。柳井によれば「自主放送開始時には、自分のところに機械を入れれば視察見学者にたいしている自分のところがショー・ウィンドウの役割を果たすことになるのだからといってショー・ウィンドウ料と称してメーカーから寄附をあおぎ、組合費の値上げもし、次のケーブルやシステムの更新時は任意組合を株式会社に変更して資金を集め、次の機会には増資するといった具合である¹³。」と指摘する。下田有線テレビの経営方針には、多少のがめつきがあるものの、財政基盤を主と考え、実際にビジネス展開をしていたことがうかがえる。

いっぽうで、1966（昭和41）年10月から、B5サイズの4頁にわたる「下田テレビ放送新聞」を月2回、自ら発行している¹⁴。「下田テレビ放送新聞」では番組表はもとより、行政批判や有線テレビの実態についての論調など、ケーブルテレビ事業者として活発な意見が掲載されている反面、地域企業などの掲載広告にも誌面が割かれていることが特徴である。

また、竹河「矛盾だらけのテレビ受信行政—下田テレビ協会の履歴書—¹⁵」（昭和45年3月）では、当時の郵政省行政やNHK受信料に対する、不満や批判を展開している。例えば、NHKに難視聴共聴助成が打ち切られることに対する不服として「受信料不払宣言」を、1968年9月25日に行われた初の全国テレビ共聴組合連合会全国大会で決議した。

表2：下田有線テレビ放送協会における一連の動き

1955（昭和30年）	群馬県伊香保温泉に日本初のテレビ共同受信施設が完成
1959（昭和34年）	下田市に下田有線テレビ協会発足
1966（昭和41年）	下田有線テレビ協会（SHK）自主放送開局
1968（昭和43年）	全国共聴組合連合会結成
1969（昭和44年）	全国テレビ共聴組合連合会、静岡県下田市で第2回大会開催、有線改悪反対表明、有線放送規正改正案審議未了で廃案

3-3 日本ケーブルビジョン放送網

資本金800万円程度の小さな企業が東京に出現したことは、放送業界だけではなく新聞業界などのマスコミ業界にも大きな波紋を広げた。その企業とは、1968年（昭和43）年設立の東京新宿地区をエリアとした（株）日本ケーブルビジョン放送網（以下NCV）である。

日本におけるケーブルテレビは、テレビ放送電波を受信することが難しい難視聴地域に、主に町の電器商が中心となり、テレビ共同聴視協同組合などを設立し、共同聴視アンテナから各家庭に有線ケーブルをはりめぐらす、いわゆる「Common Antenna Television」として、難視聴解消のために出現

してきた。そして、それらの地域はいわゆる地方都市にあらわれ、首都圏をはじめとした主要都市にはまだ存在していなかった。いっぽうで、1960年代、東京都は人口が推計で1,000万人を突破し、世界初の1,000万都市となり、1964年には東京でのオリンピック開催、東京－大阪間の東海道新幹線開業など高度成長期のなかで、いわゆる「都市」においても難聴視地域が出てきており、首都圏では第一号となるNCVがサービスを提供しはじめていく。

高層建築物の新設によってテレビ受信が不鮮明になった新宿地区に、同軸ケーブルによる有線テレビ分配施設を完成し、10月に行われるメキシコオリンピックを中継放送することを公表する¹⁶。そして、NCVがNHKおよび在京民放四社に放送番組中継の同意を求めたが、全て拒否される事態がおこる。その理由を高橋は「既存の放送業者が、番組中継の同意を拒否した理由は、この新会社の出現を競争者の出現として受けとり、自分の競争者を育てることの愚かさを覚ったからである¹⁷」と指摘する。そこで、NVCは当時の監督省郵政省に斡旋を依頼し、有線放送業務運用規正法第十条の適用除外の項目（一ヶ月以内の中継については放送業者の中継の同意を必要としないという条項）を適用し、暫定的処置として、メキシコ五輪の中継を認めることになり、約40世帯に中継された¹⁸。そして五輪後もNVCと既存業者との対立は続き、郵政当局はこの問題を根本解決するために、現行法を改正する必要があると考えるにいたる。

そこで登場するのが「有線放送業務の運用の規正に関する法律の一部改正案」、通称CATV（有線テレビ）法案である。この「有線放送業務運用規正法」の直接の動機は、わが国最初の都市型有線テレビ会社「株式会社日本ケーブルビジョン放送網（NVC）」が誕生したことであった¹⁹。

この法律はもともと、農村の有線放送電話施設が普及したことが前提となって作られたものであり、情報伝達手段にすぎないものを郵政省が法的規制をやれるかどうか、違憲性の限界の問題でもあった²⁰。

3-4 有線放送業務の運用の規正に関する法律

1969年(昭和43)年5月、郵政省は「有線放送業務の運用の規正に関する法律の一部改正案(以下「ケーブルテレビ法案」)」を第61回通常国会に提出した。しかし、8月の国会閉会とともに改正案は審議未了、廃案となった。これは、ケーブルテレビの自主放送業務を郵政大臣によって許可制とするという衆議院可決の修正案に対して、参議院での自民党による反対意見が盛んになったことや、マスコミ関連産業労働組合共闘会議、国民文化会議、日本ジャーナリスト会議の共同声明による改案、マスコミ研究者らによる廃案を求める要望書、日本新聞協会による「法案の成立のみを急がず…慎重な審議検討を加えよ」との要望書が提出される等、国会の内外で紛糾したことによる²¹。

国会審議で主に論じられた点は、①都市CATVを届出制から許可制にする根拠=改正案の性格、②都市CATVの運営主体の性格、③「自主放送」に関する諸問題の以上三点であった²²。

当時の「自主放送」については、下田有線テレビや新宮市の新紀テレビなどの有線テレビ協会系のほかに、ホテルニューオータニの有線テレビ(OTV)、横浜駅西口の「ダイヤモンド地下街」におけるPR放送やCM放送の「富士観光テレビ」など、商業利用として「自主放送」が活発化していく。そのような状況下で、許可制の問題とあわせ、「自主放送」に関しても議論が展開されていく。

表3：ケーブルテレビ法案提出までの経緯²³

1968年10月29日	衆院通信委員会で新宿CATVについて質疑があり、小林前郵政相は「通常国会に法律改正案を提出したい」旨答弁
1968年11月11日	新宿CATVを、NHK、在京民放テレビ五社、日本ケーブルテレビジョンで構成する「新宿地区有線放送運営協議会」にゆだねる暫定的解決案に関係者が合意
1968年11月13日	番組再送信事務は継続となる
1968年12月15日	長野市三輪地区でCATVの協同組合がスタート
1968年12月20日	民放連意見書提出
1968年12月24日	クリスマスを機に東京のホテル・ニューオータニ内のCATV「OTV」が業務開始
1969年2月14日	衆院予算委員会で川本郵政相は「事業免許によるCATVの許可制を検討中」と答弁
1969年2月17日	郵政省、新宿CATV関係者に“法人化”のための試案を提示、同意を得られず終わる
1969年4月25日	閣議決定
1969年5月7日	国会提出

4. マスコミ専門誌における「ケーブルテレビ」に関する記事についての考察

4-1 マスコミ専門誌による掲載

1960年代前までは、まだケーブルテレビは地方の電器商の延長線上にある難聴視組合としての役割が大きく、地域自主放送を行っている局もあったが、基本的にはマスコミの専門誌には掲載されていない。いっぽう、高木教典（1967）などの研究グループが、学術研究対象として論考されている論文は存在するものの、ケーブルテレビに関する論考で最初に登場するのが、1968年11月号『TBS調査情報』で掲載された、田所泉「日本のCATV」と題した論考である²⁴。

表4：マスコミ専門誌の掲載内容²⁵

雑誌名	調査情報	新聞研究	放送文化	総合ジャーナリズム研究	マスコミ市民
発刊元	東京放送	新聞協会	日本放送協会	総合ジャーナリズム研究所	日本マスコミ市民会議
掲載記事数	11	7	1	1	2
1970年の記事数	6	3	1	1	0
法案に関する記事数	7		0		
主な論者	田所泉	大森幸男 山本明	田所泉	田村紀雄	青木貞伸
備考				季刊発行 70年以降	1970～1973年まで特にCATV関連記事はない

注) 本論ではコミュニティメディア関連掲載記事を1970年12月までとする

4-2 日本放送協会『放送文化』

日本放送協会が発刊している『放送文化』では、1965年4月号の「アメリカのCATVは花ざかり」を掲載後、ケーブルテレビに関する論考や記事はみあたらない²⁶。しかし、1969年に入ると放送界の動向記事が掲載されている「放送展望」というコラム欄に、ケーブルテレビに関する記事の連載が顕著になっていく。

表 5：1969 年『放送文化』の「放送展望」などに掲載された記事題目一覧

1月号	特集	大森幸男ほか「1969年電波の方向」
1月号	放送展望	「新宿CATVのゆくえ」
2月号	放送展望	「CATV問題その後」
2月号	放送ジャーナル	「コマーシャル入り有線TV」
3月号	放送展望	「通常国会と放送界」
4月号	放送展望	「UHF・CATV・インテルサット」
6月号	放送展望	「国会提出された“CATV規制法”」
7月号	放送展望	「三つの法案」
8月号	放送展望	「CATV規制法と難視聴解消」
8月号	放送ジャーナル	「基幹部分はNHKが負担 加入者と共同で受信施設建設」
9月号	放送展望	「屈折したCATV法案審議」

これらのコラム欄の中で、NHKのケーブルテレビに対するスタンスが垣間見ることができる。1月号の「新宿CATVのゆくえ」では、「日本ケーブルビジョンという企業をどう処理するかの段階から、次期通常国会での法的な処置いかなの段階にすすみ、さらにそのあとは、データ通信、カスタム・コミュニケーション時代にもふれる都市有線テレビというものの本質論にまで展開する見通しが強い²⁷⁾」とケーブルテレビの未来の可能性について言及している。

1月号の大森幸男ほかによる「特集 1969年電波の方向」という記事以外には、特集でケーブルテレビを取り上げた記事の掲載はない。これは、ケーブルテレビ規制法案が年内に通過することをふまえ、NHKとしては、記事として大きく取り上げることはなく、ケーブルテレビの動向を「放送展望」や「放送ジャーナル」のコラム欄に掲載する方式をとっていったと考えられる。つまり、ケーブルテレビを法案成立後、難視聴世帯に対するNHK加入促進に結びつける思惑があったのではないかと考えられる。なぜなら、8月号の「CATV規制法と難視聴解消」「基幹部分はNHKが負担 加入者と共同で受信施設建設」という記事には、「6月27日、地元視聴者とNHKが、共同で設備を建設、運用することを郵政省の許可を得た」とあり、「経費は

7億円」としており²⁸、「ケーブルテレビ共聴組合加入増加 = NHK 加入促進」という図式がみてとれるからである。また、その後もケーブルテレビに対して、批判記事を掲載することは特にみあたらない。

4-3 TBS『調査情報』

新聞協会の『新聞研究』、日本放送協会の『放送文化』、そして民放の専門誌として東京放送（TBS）の『調査情報』が、当時のマスコミが発行する三大専門雑誌であると考えられるが、ケーブルテレビをいち早く記事として掲載しているのが、『調査情報』であり、田所泉の「日本のCATV²⁹」である。

内容は、「CATV 発展の存立条件」からはじまり、「日本のCATVの立地条件」、「『NHK 共聴助成』の功罪」、「CATV 自主制作の実態」、「「有線都市」の可能性」、「CATV をめぐる法律問題」といった小見出しで、ケーブルテレビに対する批判が主に論じられている。特に自主制作の実態に関しては、下田テレビを例にあげ、「自主番組の制作についても、あるいは制作費と運営費をカバーする地元広告の収集についても、まだまだ不満足な現状である。したがって経営の基礎は、NHK 受信料とある意味では競合関係にある加入者に維持費を求めざるをえない。ここに経営面でのあり路があるといえそうである」と不測の事態に陥っていることをアピールするなど、田所の論調は主にケーブルテレビ批判が全面に展開されている。

また、アメリカでの事例を出しながら「予見される巨大な力」という小見出しには、以下のような記述がされている。

ここに至って、既設局がCATVを敵視することも、新聞、出版、あるいは電話会社がCATVを無視することも、もはや時代に合わなくなった。事実、二千をこえるアメリカのCATV会社は、その三分の一が放送会社のネットワークの系列下にあり、しかも最近設立されたものほど既設放送の関与する度合いが大きい。電話会社（約二五％）、新聞・出版（約一五％）、電機メーカー（残余の大部分）が、放送会社と並んでこの分野に触手をのばし

ている。それは、たんにCATVがもうかる商売だからというだけでなく、その次の発展段階においてCATVが発揮する巨大な力がすでに予見できるからである³⁰。

次の段階とは、この稿の冒頭でふれたように、ケーブルの高規格化とコンピューターの利用に媒介された、ツー・ウエー・コミュニケーションへの転化³¹をさす。実現の日程にはまだのぼっていないし、膨大な新規投資を必要とするが、技術的には可能とされている。

アメリカにおけるケーブルテレビ事業の発展は、日本においても他人事ではなく、既存メディアはその次の一手としてビジネス展開を模索していることが垣間見られる。また、ツー・ウエー・コミュニケーション、つまりメディアの双方向利用の可能性も指摘し、既存メディアにはない「ニューメディア」に対するメディア利用の可能性を、模索しはじめていることがわかる。

そして田所は、「法律と政治・技術・経営と、どの側面からみても固有の未来の条件が少なくないのが現状だし、それらの条件は複雑にからまりあっている³²」とまとめ、長期的検討の必要性にも言及している。

田所は、ケーブルテレビの可能性を飛躍させるためにも、法律などの整備が必要と主張する一方で、ケーブルテレビの自主制作には悲観的に論じるなど、既存マスコミを考慮する論調も忘れていない。

1969年になると、東大闘争が激化する中で、「ケーブルテレビ法案」の成立へ向かって、この『調査情報』でも、大きく取り上げられていくことになる。

表6：1969年代における『調査情報』のケーブルテレビ関連記事

発行日	掲載記事	号
1969.5	「ケーブル TV 二つの話題」	No.120
1969.6	田所泉「につぼん CATV の枠組」	No.123
1969.7	「CATV 法案国会に提出」	No.124
1969.8	「CATV 政策の指向するもの 縛られた日本 CATV」	No.125
1969.8	「NHK、共聴施設助成に七億円」	No.125
1969.8	「財団法人電波技術協会、CATV 技術員会を発足」	No.125
1969.9	「流産した CATV 法案」	No.126
1969.10	「CATV 技術委、軌道にのる」	No.127
1969.11	奥田教久「ファクシミリがやってくる」	No.128
1969.11	田所泉「テレビをめぐる天と地と」	No.128
1969.11	「CATV に新聞も参加意思表示」	No.128

特に8月号の「CATV 政策の指向するもの³³」は、10ページにわたり、ケーブルテレビの特集が掲載されている。これは、まさに一つの法案が通過する可能性を危惧する内容になっており、あえて「都市 CATV」ということばで、「都市」におけるケーブルテレビ、具体的には、日本ケーブルビジョン放送網（NCV）を批判した内容である。

掲載記事によると、衆議院通信委員会は6回の法案審議を費やし、審議のハイライトは6月20日、「委員打合せ会」の名目で開かれた公聴会で、民放連、NHK、日本ケーブルビジョン放送網代表、ケーブルテレビ出身の歌手菅原洋一氏ら4名が参考人として、それぞれの立場から法案を原則的に支持する意見を述べ、委員会から熱心な質疑があったとある。

また同特集記事には、「NHK、共聴施設助成に七億円」という小記事が掲載されている。そこには、「ケーブルテレビ法案が衆院を通過し、NHKは地方テレビ共聴施設助成に新しい方式を打ち出すための既成事実づくりを急いでいる³⁴」とあり、「テレビ共同受信施設に対する援助方法の変更で、従

来の三分の一の負担から、共同受信アンテナと幹線部分はNHK自身の負担で設置し、地元加入者は、各戸への引き込み部分だけの負担とし、その経費支出には、六百施設（三万世帯）の新設が予定され、約二百の既設施設改修費とあわせ約七億円が見積もられている³⁵」とNHK批判を展開している。

いっぽう、『放送文化』8月号には、これらの理由とし小記事で紹介している。助成の理由として、「①中継局を建設してカバーできる世帯数がしだいに減ってきたため、一世帯あたりの建設経費が増加するなど共同受信方式の活用が必然化し、②さしあたり二百世帯以下の難視聴区域には中継局を建設できない、③視聴者からの助成拡大と施設の設置についてNHKの参画を望む声が増大している、④従来建設費の三分の一を助成することでは、共同受信施設加入者と一般視聴者との経費負担の差が開きすぎる、などの理由から³⁶」とある。「NHKの「先手」が予定どおりに打たれてゆけば、ついには都市有線テレビが事実上NHKの独占に帰する可能性も無視できない³⁷」と田所が指摘するように、民放局としてケーブルテレビのNHK化を危惧するとともに、放送界においてもケーブルテレビの既得権に関する攻防が繰り上げられていたことは無視できない。

4-4 新聞協会『新聞研究』

『新聞研究』でも、ケーブルテレビに関する記事掲載は、1969年から目立ちます。他の2紙に比べ、ケーブルテレビに関する論文や論調といったレポートよりは、主に当時の政治的な流動に対するケーブルテレビとの関連記事の掲載が目立つ。なかでも「ケーブルテレビ法案」に関する記事であり、表7の3点があげられる。

表7：1969年代における『新聞研究』のケーブルテレビ関連記事

発刊年月	掲載記事	号
1969年2月号	「都市有線テレビ問題の波紋“違憲”の危険はらむ規制問題」	No.211
1969年8月号	「[CATV 法案] 登場の経緯と疑問 あいまいな規制の根拠と放送規制強化の恐れ」	No.217
1969年10月号	大森幸男 ³⁸ 「CATV 問題の経緯」	No.219

特に大森の「CATV 問題の経緯」では、この問題の本質として、新聞事業者への「言論・表現の自由」規制に焦点をあてている。そこでは、ケーブルテレビ法案が廃案されるまでの曲折経緯として、朝日新聞や読売新聞の社説に言及しながら、新聞各社言論規制の危険性があるという理由から、この法案の成立反対の意向を表明している。

例えば、各社の主張の一つとして、1969年7月10日の毎日新聞夕刊コラムには、「現代の新聞紙法」と題し下記のような記事が掲載された。

明治42年に制定された新聞および一般定期刊行雑誌取締法は、45ヶ条にわたって、新聞雑誌の発行条件ならびに手続き、掲載記事内容の制限、違反の処分などを詳細に規定した。この悪法は、昭和24年5月24日に正式に廃止されたが、制定以来、一度も改変されず、言論統制の基本法として君臨した。新憲法によって、集会・結社および言論・出版、その他一切の表現の自由、検閲の禁止、通信の秘密の不可侵等、基本的人権が保証されるに至り、もはや新聞紙法の復活などは考えられない事態になっているはずである。

ところが、最近、新聞紙法の復活を思わせるような事態が起こっている。CATV（有線テレビ）事業を規制する法律案の今国会上げがそれである。グーテンベルヒ（ママー筆者）以来、最近にいたるまで、印刷物が思想表現の基本的媒体であった。ところが、現代では、印刷物のみならず、ブラウン管もまた思想表現の基本的媒体となった。表現の自由を根本原則とする

以上、新聞紙法が悪法ならば、テレビを規制するような法制も悪法というべきであろう。通常のテレビ事業においては、チャンネルの割当ては、テレビ事業を成立させる基本的技術要件であるので、これをもって、表現の自由の制限とみることはできない。しかし、CATV 事態においては、このような技術的制約は存在しない。にもかかわらず、なぜ CATV 事態に免許制が採用されようとしているのだろうか。

CATV 事業の免許制は、その本質において、新聞出版事業の免許制と異なる大変な騒ぎになるであろう。それなのに、なぜ CATV の免許制は大した議論もされず白昼堂々と国会を通過して法律となろうとしているのだろうか。官の民に対する介入という問題が、学者やジャーナリズムの関心をあつめているおりから、不思議な現象である。

また大森は、「放送界がテレビ都市難視対策問題と並行して、この近い将来の強力な情報伝達手段についてのストレートな検討を、つまり、“両刃の剣”としてながめていかなければならないのにくらべると、新聞界はもっぱら後者一本にしぼって、そして現在の新聞事業経営の延長線上にこれを置いて、本質的な研究を急ごうとしている。権力の側からする言論・表現の自由の規制を排除していく努力も、この基本的姿勢をつらぬく手段のひとつとして、積極的に援用されるであろう³⁹⁾」と指摘し、言論・表現の自由に対する規制に、新聞各社強く反発していることがわかる。

毎日の夕刊コラム掲載後の7月17日には、衆院通信委員会で答弁に立った川本郵政相が、「新聞は読まない人もあるし、たとえ新聞がつぶれても読者は直接損害はうけない。しかし CATV がつぶれれば加入者の被害は測り知れないほど大きく、新聞と同列には論じられない」旨の発言が新聞側を刺激し、その後発言の釈明を行う一幕もあり、結果的に8月5日、大学運営に関する臨時措置法めぐる国会の混乱のため、有線放送規正改正案審議未了で廃案となった。

ケーブルテレビが国挙げての政策であり、これをコントロールし、他のメ

ディアの言論統制も視野に入れている危険性があることから、廃案後に新聞協会は、研究会を積極的に開催し、言論の自由、自主放送に関する意見書として、1971年1月22日に「有線テレビジョン放送法案要綱（案）に対する新聞界の見解⁴⁰」を発表していく。

5. おわりに

地方都市において、難視聴エリアにテレビ放送を各家庭に届けることを目的として、共聴組合として登場したコミュニティメディア「ケーブルテレビ」。当初は電器商が中心となり、再送信という目的で放送を届けていた。そして、その放送網を利用して自主放送も既に展開していたが、マスコミがケーブルテレビに注目するのは、1968年NVCの都市型ケーブルが設立され、「都市」でのサービスを提供してからであることが、これまでのマスコミ専門誌からの分析でわかった。特に、東京放送（TBS）の『調査情報』では、このNVCに関する問題点が多く掲載され、また自主放送を積極的に行ってきた下田テレビ有線放送を批判するなど、「ケーブルテレビ」を業界のライバル視している点が読み取れる。

いっぽうで、同じ放送業界としてNHKの『放送文化』では、ケーブルテレビを特に批判するだけでなく、法案への流れを毎号のコラム欄に掲載し、助成金という名目で、難視聴世帯に対するNHK視聴加入の促進を目論む。また新聞協会の『新聞研究』では、表現、言論の自由を名目に廃案に持ち込む論調を繰り返す。

マスコミ専門誌として、これら3誌には様々な思惑が見え隠れしていることを忘れてはならない。それぞれの主張には、ニューメディアに対する批判はもとより、特にニュービジネスとしての可能性を模索していることが、掲載記事から読み取れるからだ。

「地方」から「都市」へのコミュニティメディアとしてのニューフェイスの登場は、既存メディアを刺激し、法改正までに至った。既存のマスコミは、このニューメディアへ批判や擁護論を繰り返していきながら、水面下で

は、新しい都市型メディアの利用が、ビジネスとして大きな利潤を産む可能性も模索されていく。その証拠に、廃案後新聞協会は、ケーブルテレビをより詳しく分析し、分析結果を公表するなど、「言論の自由」はもとより、新聞界としてケーブルテレビの利用、その可能性についても記事として掲載していくことになる。

結果的に、1969（昭和44）年、5月7日、有線放送業務の運用の規正に関する法律の一部改正案が国会に提出され、8月5日には、大学運営に関する臨時措置法をめぐる国会の混乱のため、有線放送規正改正案審議未了で廃案となるが、1972年に「有線テレビジョン法」という新しい法律となって、再度様々な動きが論壇のなかで繰り広げられていく。

本論では、1960年代のコミュニティメディアとして、ケーブルテレビの「有線放送業務の運用の規正に関する法律の一部改正案」を中心に、マスコミ専門雑誌の掲載記事を分析してきた、廃案後これらの既存メディアの主張が、どのように変化していくのか、その後の論考を比較、考察していく必要があると考えるが、今後の研究課題としたい。

注

- ¹ ケーブルテレビ（CATV）には、「Common Antenna Television」のほか、「Community Antenna Television」や「Cable TV」といった意味が含まれるが、本論では、CATVを「Communication Area Television」と考え、「ケーブルテレビ」と表記する。
- ² 1960年代から70年代にかけて、ニューメディアの登場もあり放送研究誌も増大する。しかし、いっばうで廃刊もめざましくなっていく。1975年12月号の『新聞研究』には「放送研究誌の“退潮”が意味するもの」と題して、民放放送経営の厳しさから、研究誌発行を取り止める記事が掲載された。そこで本論では、『放送文化』1960年1月号～、『調査情報』1961年12月号～、『新聞研究』1960年1月号～を対象とした。また、『調査情報』は、現在Webマガジン『調査情報デジタル』として情報を届けている。
- ³ この他、山梨県河口湖の共聴施設が日本最初のCATVという説もある。音好宏「日本・アメリカ・イギリス3カ国のCATV事業の沿革と動向」東京大学社会情報研究所編『多チャンネル化と視聴行動 日本・アメリカ・イギリスの

CATV 加入者の研究』53 頁参照。

⁴ 林茂樹『日本の地方 CATV』6 頁参照。

⁵ 早川善治郎「ジャーナリズム・メディアとしての可能性」林茂雄編『日本の地方 CATV』59 頁。

⁶ 平塚千尋「どうする日本でのメディア・アクセス」津田正夫・平塚千尋編『パブリック・アクセス 市民が作るメディア』（リベルタ出版、1998 年）、160 頁-196 頁。

⁷ 柳井道夫「地域コミュニケーション組織の再編と展開—有線テレビ事業体の展開とその問題点—」『成蹊大学文学部紀要第 10 号』1974 年。

⁸ 山田晴通「CATV 自主放送のルーツ 郡上八幡テレビの三年を支えたもの—」総合ジャーナリズム研究所『総合ジャーナリズム研究 No.123』1988 年。

⁹ 柳井も指摘しているが、これらの協会、組合は電気商店が中心となって立ち上げたものであり、主に東京の放送を受信し、それを有線ケーブルで各家庭に伝送するサービスが、そもそもの始まりである。

¹⁰ 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟作成「日本のケーブルテレビ発展史」の年表から一部抜粋

<https://www.catv-jcta.jp/p/history/index.html> (2023 年 12 月 29 日アクセス)。

¹¹ 竹河信義『矛盾だらけのテレビ受信行政—下田テレビ協会の履歴書—』、12 頁。

¹² (株) 放送ジャーナル社編集部『こちら下田 CATV』、8 頁参照。

¹³ 柳井「前掲論文」、64 頁。

¹⁴ 筆者が入手した資料は以下の通りである。

昭和 45 年 4 月 1 日 (第 82 号) 下田テレビ協会「下田テレビ放送新聞」「下田テレビ協会の総会について」「CATV 改正提案見送り」

昭和 45 年 5 月 1 日 (第 83 号) 下田テレビ協会「下田テレビ放送新聞」「最近に於ける下田町政の批判」

昭和 45 年 7 月 1 日 (第 85 号) 下田テレビ協会「下田テレビ放送新聞」「これからの有線テレビと下田協会」

昭和 45 年 8 月 1 日 (第 86 号) 下田テレビ協会「下田テレビ放送新聞」「外来視察者往来頻り」「続「有線テレビ」の今後」「第三回「全国テレビ共聴組合連合会大会」

昭和 45 年 11 月 1 日 (第 89 号) 下田テレビ協会「下田テレビ放送新聞」「有線テレビの実態調査」「営農に有線テレビ放送を」「施設更新に関する」事務スケジュール」

昭和 45 年 12 月 1 日 (第 90 号) 下田テレビ協会「下田テレビ放送新聞」「放送教育の現状」「不信感の消えない NHK」「転機を迎えたテレビ界」

昭和 54 年 6 月 1 日 (第 192 号) 下田有線テレビ放送株式会社「下田テレビ放送新聞」

昭和 54 年 7 月 1 日 (第 193 号) 下田有線テレビ放送株式会社「下田テレビ放送新聞」

昭和 54 年 8 月 1 日 (第 194 号) 下田有線テレビ放送株式会社「下田テレビ放送新聞」

¹⁵ 竹河『前掲書』、10-11 頁参照。

¹⁶ 高橋信三『第三のテレビ・CATV』現代ジャーナリズム出版会、昭和 45 年、18 頁参照。

¹⁷ 高橋『前掲書』20 頁。

¹⁸ 高橋『前掲書』20 頁参照。また、日本新聞協会『新聞研究 No.217』1969 年 8 月号、「[CATV 法案] 登場の経緯と疑問 あいまいな規制の根拠と放送規制強化の恐れ」によると、NCV は、テレビ受信障害に悩む新宿駅前の商店 40 軒を対象にしたと明記されている。

¹⁹ 「CATV 法案」登場の経緯と疑問 あいまいな規制の根拠と放送規制強化の恐れ」日本新聞協会『新聞研究』1969 年 8 月号、79 頁参照。

²⁰ 大森幸男「CATV 問題の経緯」『新聞研究』1969 年 10 月号、75 頁参照。

²¹ 川島安博『日本のケーブルテレビに求められる「地域メディア」機能の再検討』37 頁参照。

²² 「CATV 政策の指向するもの 縛られたニッポン CATV」『調査情報』No.126、1969 年 8 月。

²³ 『新聞研究』1969 年 10 月号、76 頁参照、筆者作成。

²⁴ 田所泉「日本の CATV」『調査情報』No.116、1968 年 11 月。

²⁵ 抽出は、国立情報研究所の CiNii および、中央学院大学、四国学院大学、東京経済大学図書館、法政大学の OPAC を使用し、ケーブルテレビに関する文献、及び雑誌記事を検索し、直接入手できるものについては、記事を全てコピーし確認した。しかし、大学紛争の影響なのか、1960 年代における各雑誌の欠番も存在し、また、直接入手できなかつたものも含めると、再度確認する必要があるが、歴史的な背景から考えると、それ以前は特にケーブルテレビが注目されることになかつたとも考えられる。

²⁶ 『放送文化』では、1969 年に入るまでは、ローカル放送に関する特集記事が目立つ。例えば、1966 年 2 月号「特集 ローカル放送の問題点」や 1968 年 11 月号「特集 地域社会とローカル放送」などである。また、1967 年 2 月号には、第一回放送文化懸賞論文入選作発表として、NHK 芸能局員である長島平用「ローカル放送について」の論文が掲載されている。当時の「地域」や「ローカル」、「コ

コミュニティ」と「放送」との関連を考える上でも、これらの記事を分析する必要はあるかもしれないが、別の機会にしたい。

²⁷ 『放送文化』1969年1月号、3頁。

²⁸ 『放送文化』1969年8月号、4頁。

²⁹ 田所泉「日本のCATV」、『調査情報』No.116、1968年11月。

³⁰ 下線筆者。

³¹ 下線筆者。

³² 田所泉「前掲論文」、1968年11月。

³³ 『調査情報』No.125、1969年8月。

³⁴ 『調査情報』1969年8月号、10頁。

³⁵ 『調査情報』1969年8月号、10頁。

³⁶ 『放送文化』1969年8月号、4頁。

³⁷ 『調査情報』1969年6月号、31頁。

³⁸ 日本新聞協会、編集部主管。

³⁹ 大森幸男「CATV問題の経緯」日本新聞協会『新聞研究No.219』1969年10月号、78頁。

⁴⁰ 日本新聞協会が、言論の自由に、自主放送に対する意見として、「有線テレビジョン放送法案要綱（案）に対する新聞界の見解（46.1.22）」を発表した内容については、以下の通りである。

1. 周知のように、同軸ケーブルを利用した通信網は、いわゆる双方向通信への利用を含めて、きわめて多様な伝達手段となりうる可能性をもっている。これはたんに技術的な可能性にとどまらず、近い将来実用化されることも現実視されている。

したがって、要綱（案）のように、法の対象を「有線テレビジョン放送」に局限することは、立法技術上からは自然であるとしても、あまりに先見性がとぼしいといわねばならない。すくなくとも、法の対象はBCN（Broadband Communications Network—筆者）を含むものとし、所要の修正を行うことが望ましい。

2. 要綱（案）によって郵政大臣にゆだねられている許認可などの規制権限に關しては、有識者等による第三者機関を設けて、権限行使の公正を確保すること。

3. 施設者に対する許可は、厳密に「移設許可」に限定すること。ただし、許可は、施設がたんなる放送の補助手段にとどまらず、BCN機能をもつものであることから、高い公共性が生じることに留意し、その使命を全うしうる事業者（たとえば、電力、ガス事業等にみられるような特殊会社）に対して与えること。また、施設区域の設定にあつては、その区域が細分化された場合、将来の広域

的BCN体制の実現に支障をきたすおそれがあるので、この点をあらかじめ考慮のうえすること。

4. 要綱(案)は、施設の利用者に対する郵政大臣の監督権限をきわめて大きなものとしているが、これは利用者に対する事業許可的機能をもっており、ひいては言論活動に対する官僚統制にみちびくおそれもある。よって、要綱(案)の八契約約款の許可を全文削除するほか、十改善命令のうち「又は業務の運営を」削除すること。

5. 要綱(案)七の施設の提供義務を実行あるものとするため、施設のもつチャンネル数を現在の技術水準で最大の規模とするよう技術基準を定めること。また、あきチャンネルの提供順位については、前記第三者機関において、国民の文化的日常生活に照らし公共性の高いものを優先させるよう基準を定めること。

6. 要綱(案)に関する説明によれば、「有線テレビジョン放送」に有線のファクシミリを含めるとのことであるが、新聞紙面のファクシミリ伝達に対して放送番組と同様の規制を加えることには反対である。

この点については、米連邦通信委員会(FCC)が米国新聞界の要請をいれて、ファクシミリの内容規制は行わないこととした事実を指摘しておきたい。

なお、この要綱(案)では直接触れていないが、一部にはいわゆる「自主放送」業務を政府の許可制のもとにおこうとする動きがあるやに聞かれる。かりに今後法案がその方向に動くとなれば、ことは単に「有線テレビジョン自主放送」にとどまらず、この施設を利用する言論活動に重大な影響を及ぼすことは明らかであり、新聞界として容認しえないことを付言しておきたい。

参考文献・参考資料

大森幸男ほか「特集1969年電波の方向」『放送文化』1969年1月号。

放送展望「新宿CATVのゆくえ」『放送文化』1969年1月号。

放送展望「CATV問題その後」『放送文化』1969年2月号。

放送ジャーナル「コマーシャル入り有線TV」『放送文化』1969年2月号。

放送展望「通常国会と放送界」『放送文化』1969年3月号。

放送展望「UHF・CATV・インテルサット」『放送文化』1969年4月号。

放送展望「国会提出された“CATV規制法”」『放送文化』1969年6月号。

放送展望「三つの法案」『放送文化』1969年7月号。

放送展望「CATV規制法と難視聴解消」『放送文化』1969年8月号。

放送ジャーナル「基幹部分はNHKが負担 加入者と共同で受信施設建設」『放送文化』1969年8月号。

放送展望「屈折したCATV法案審議」『放送文化』1969年9月号。

- 田所泉「日本のCATV」『調査情報 No.116』1969年11月。
 「ケーブルTV二つの話題」『調査情報 No.120』1969年5月。
 田所泉「にっぽんCATVの枠組」『調査情報 No.123』1969年6月。
 「CATV政策の指向するもの」『調査情報 No.126』1969年8月。
 「ファクシミリがやってくる」『調査情報 No.128』1969年11月。
 田所泉「テレビをめぐる天と地と」『調査情報 No.128』1969年11月。
 「CATVに新聞も参加意思表示」『調査情報 No.128』1969年11月。
 「都市有線テレビ問題の波紋“違憲”の危険はらむ規制問題」日本新聞協会『新聞研究 No.211』1969年2月号。
 「CATV法案」登場の経緯と疑問 あいまいな規制の根拠と放送規制の強化の恐れ」日本新聞協会『新聞研究 No.217』1969年8月号。
 大森幸男「CATV問題の経緯」日本新聞協会『新聞研究 No.219』1969年10月号。
 「〈座談会〉CATVでテレビがすっかり変わるのか」日本マスコミ市民会議『マスコミ市民 No.31』1969年10月。
 高木教典「ローカル・メディアの変容（〈特集〉地方政治とマス・メディア）」『新聞学評論 16』1967年3月。
 佐藤智雄「地域開発とローカル・メディア」日本新聞学会『新聞学評論 17』1968年。
 朝日新聞社説「未来志向の有線テレビ法案を」1971年1月14日。
 朝日新聞社説「有線テレビ法案は拙速を避けよ」1971年3月11日。
 朝日新聞社説「有線テレビ規制の問題点」1971年3月14日。
 第68回国会 通信委員会第20号「有線テレビジョン放送法案」1972年6月8日
 柳井道夫「地域コミュニケーション組織の再編と展開—有線テレビ事業体の展開とその問題点—」『成蹊大学文学部紀要第10号』1974年。
 日本放送協会総合放送文化研究所放送学区研究室「特集・有線都市論」『放送学研究 26』1974年3月20日。
 柳井道夫「地域コミュニケーション組織の再編と展開—有線テレビ事業体の展開とその問題点—」『成蹊大学文学部紀要第10号』1974年。
 川本勝「コミュニティ・メディアとしてのCATVに関する一考察：下田CATVの送り手調査研究の報告」日本マス・コミュニケーション学会『新聞学評論 23・24』1975年3月31日。
 美ノ谷和成「コミュニティ情報と生活情報のメディアとしての有線テレビ(CATV) —下田市における有線テレビの受容調査を中心として—」『立正大学文学部論叢 59』1977年12月。
 竹河信義『矛盾だらけのテレビ受信行政—下田テレビ協会の履歴書—』下田テレ

ビ協会、1970年。

放送ジャーナル社編集部『こちら下田CATV』放送ジャーナル社、1972年。

高橋信三『第三のテレビ・CATV』現代ジャーナリズム出版会、1970年。

山田晴通「CATV自主放送のルーツ 郡上八幡テレビの三年を支えたもの」総合ジャーナリズム研究所『総合ジャーナリズム研究 No.123 (88冬季号)』1988年1月。

音好宏「日本・アメリカ・イギリス3カ国のCATV事業の沿革と動向」東京大学社会情報研究所編『多チャンネル化と視聴行動 日本・アメリカ・イギリスのCATV加入者の研究』東京大学出版会、1993年。

林茂樹『日本の地方CATV』中央大学出版部、2001年。

平塚千尋「どうする日本でのメディア・アクセス」津田正夫・平塚千尋編『パブリック・アクセス 市民が作るメディア』リベルタ出版、1998年。

川島安博『日本のケーブルテレビに求められる「地域メディア」機能の再検討』学文社、2008年。

The Analysis of Mass Communication Journal in the Early Days of a New Media

Minoru KAWAMATA

ABSTRACT

This paper focuses on the early days of cable television as a community media, and aims to examine the views of the mass media of the time on this new media from a historical background, organising them in chronological order. This paper therefore analyses the specialist magazines published by the mass media at the time, and examines how the existing media regarded cable television, which was emerging as a new media at the time, from articles and papers on cable television, based on a review of available media magazines from the 1960s, the early days of cable television. The following section examines the discourse in the available media journals of the mass media in the 1960s, the early days of cable television.